

九州歯科大学入学料納付猶予申請取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公立大学法人九州歯科大学の授業料等に関する規程（平成18年4月1日、法人規程第36号）第2条に規定する、入学料の納付猶予に関し必要な事項を定める。

(対象とする試験区分)

第2条 対象とする試験は、一般選抜試験（前期日程）とする。

(申請条件)

第3条 入学料納付猶予申請（以下「申請」という。）を行える者は、入学手続き期間内において、学資負担者の失業等、一時的に入学料の納付が困難な理由を有する者とする。

(申請手続)

第4条 申請者は、入学手続き期間内に、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 入学料納付猶予申請書（様式第1号）
- (2) 入学料の納付が困難であることを証明するもの（離職票等）
- (3) 受験者と学資負担者の関係が明らかになる書類（住民票等）
- (4) 大学等奨学生採用候補者決定通知書の写し（独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金採用候補者のみ）

(審査)

第5条 申請が行われた場合は、次の者により速やかに審査を行う。

- (1) 事務局長
- (2) 経営管理部長
- (3) 学務部長

(審査結果の取扱い)

第6条 前条の審査結果により、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 納付猶予を認める場合は、次の内容を様式第2号により通知する。
 - ア 前期日程合格者は、追加合格発表日の前日（前日が週休日の場合は、その前日）を限度として猶予する。

ただし、独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金採用候補者については、奨学金貸与日まで猶予することができる。
 - イ 納付方法は、一括納付とする。
 - ウ アの猶予期限を過ぎても納付されない場合は、入学を辞退したものとみなす。
 - エ 既納の入学料はいかなる理由があっても返還しない。
- (2) 納付猶予が認められなかった場合は、次の内容を様式第3号により通知する。
 - ア 別に設定する納付期限内に全額を納付すること。

- イ 納入されない場合は、入学を辞退したものとみなす。
- ウ 既納の入学料はいかなる理由があっても返還しない。

附 則

この要領は、平成22年3月9日から施行する。

様式第1号

入学料納付猶予申請書

年 月 日

公立大学法人
九州歯科大学 理事長 様

申請者 住所
氏名 印
受験番号
電話番号

保証人 住所
氏名 印
受験者との続柄

入学料の納付について、下記の理由により猶予していただきたく、証明書類を添えて申請いたします。

納付猶予が認められた場合は、指定された期限までに入学料を納付します。

なお、納付猶予期限までに全額を納付できない場合は、入学を辞退したものと取り扱われることに同意します。

記

1 納付猶予申請理由

2 証明書類

①

②

③

様式第2号

九歯大第 号
年 月 日

入学料納付猶予承認通知書

さきに提出された入学料納付猶予申請については、下記のとおり承認します。

記

1 試験区分・受験者氏名等

年度入学一般選抜試験（前期日程 歯学部 学科）

氏名

受験番号 第 号

2 保証人

氏名

3 承認内容

(1) 納付期限 年 月 日

(2) 納付額 入学料 円

(3) 納付方法 (1)の納付期限までに入学料の全額を一括して納付すること。

(4) (1)の納付期限までに納付されない場合は、入学を辞退したものとして取り扱います。

(5) 既納の入学料はいかなる理由があっても返還しません。

年 月 日

公立大学法人九州歯科大学理事長

九歯大第 号
年 月 日

入学料納付猶予不承認通知書

さきに提出された入学料納付猶予申請については、承認できないので下記のとおり納付してください。

記

1 試験区分・受験者氏名等

年度入学一般選抜試験（前期日程 歯学部 学科）

氏名

受験番号 第 号

2 保証人

氏名

3 入学料の納付等

(1) 納付期限 年 月 日

(2) 納付額 入学料 円

(3) 納付方法 (1)の納付期限までに入学料の全額を一括して納付すること。

(4) (1)の納付期限までに納付されない場合は、入学を辞退したものとして取り扱います。

(5) 既納の入学料はいかなる理由があっても返還しません。

年 月 日

公立大学法人九州歯科大学理事長